

年1回、健康診査を必ず受診し、 自分の健康状態を知り 生活習慣を見直しましょう。

健診実施期間 令和8年6月から令和9年2月28日まで

国民健康保険特定健康診査

40歳以上75歳未満の国民健康保険加入者
(入院中の方は原則できません)

(ぎふ・すこやか健診)

後期高齢者健康診査

75歳以上の(障害認定の方は65歳以上)後期高齢者医療保険加入者
(入院中の方は原則できません)

1万円相当の

健診が



円で

受けられます!



羽島市民の主な死因は

1位 がん

2位 心疾患

3位 脳血管疾患

上記のすべてが生活習慣が
要因で発症しうる病気です。



掲載期限 令和9年2月28日

お問い合わせ先

羽島市役所

市民部保険年金課 保健事業係

☎392-1111(代表) 内線 2264